

写

23消安第2561号

平成23年8月5日

各都道府県肥料担当課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について

先般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）により、肥料中に関する放射性セシウムの暫定許容値を定めたことにつきましてお知らせしたところです。

これに関連して、今後、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、別添のとおり「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」を定めましたのでお知らせいたします。今後、本文書に示す計画策定・方法の的確な運用につき特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、別紙のリストに掲げた化学肥料等につきましては、密閉された施設内で、製造・品質管理に基づき製造されることが多く、また、豚ふん肥料や鶏ふん肥料については、豚や鶏には専ら配合飼料が給与されているため、豚ふんや鶏ふん中の放射性セシウムの含有濃度が低いことから、適切な管理が行われている限り、必ずしも検査が求められるものではありません。また、堆肥につきましては、空間放射線量等のデータから、高濃度の放射性セシウムにより汚染されている蓋然性が高いと想定される堆肥を重点的に検査対象とすることにしておりますので、併せてご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本件問い合わせ先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

肥料企画班、肥料検査指導班

代表 03-3502-8111（内線 4508）

ダイヤル 03-3502-5968